2　独立行政法人住宅金融支援機構による資金の貸付けの対象となる災害復興建築物の購入に付随する行為として、当該災害復興建築物の改良を追加することとした。（第五条第二項第二号関係）

3　独立行政法人住宅金融支援機構による資金の貸付けの対象となる災害予防代替建築物の購入に付随する行為として、当該災害予防代替建築物の改良を追加することとした。（第五条第三項第二号関係）

二　福島復興再生特別措置法施行令の一部改正関係

独立行政法人住宅金融支援機構による資金の貸付けの対象となる原子力災害代替建築物の購入に付随する行為として、当該原子力災害代替建築物の改良を追加することとした。（第一九条第二号関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（内閣府本府）

1　沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等

沖縄振興交付金事業計画に記載する沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等として、幼保連携型認定こども園の施設の整備に関する事業を追加することとした。（第三二条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として教育支援体制整備事業費交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇矯正医官修学資金貸与法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇五号）（法務省）

1　大学の医学部において医学を専攻する学生に貸与する矯正医官修学資金の月額を五万四、〇〇〇円から一五万円に引き上げることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成二七年四月分以降の矯正医官修学資金について適用することとした。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇六号）（農林水産省）

1　都道府県営土地改良事業として農用地利用集積地域土地改良整備計画に従って農業用用排水施設の新設等を行う事業を追加することとした。（第五〇条第五項及び第五〇条の二の二第二項関係）

2　1の事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第七八条第一項、第二項及び第五項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇七号）（内閣府本府）

1　沖縄における農林水産業の活性化を図るため、その競争力を特に強化すべき農林水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業等を営む者に対して沖縄振興開発金融公庫が貸し付ける資金の範囲を拡大することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇八号）（厚生労働省）

1　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、平成二七年四月一日から適用することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、平成二七年四月一日から適用することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二一〇号）（厚生労働省）

1　母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金の貸付金額の限度を専修学校の一般課程に係るものにあっては、月額四万八、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第三号ハ、第三一条の五第三号ハ及び第三六条第三号ハ関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七条、第三一条の五及び第三六条の規定は、平成二七年四月一日から適用することとした。

◇介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一一号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係

所得の低い第一号被保険者の保険料について、減額賦課をする場合に減じる割合を定めることとした。（第三八条及び第三九条関係）

二　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

市町村が所得の低い第一号被保険者の保険料を減額賦課する場合に、一般会計から特別会計に繰り入れる額の算定方法等を定めるとともに、国及び都道府県の負担方法を定めることとした。（第三条の二関係）

三　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第二一二号）（厚生労働省）

一　国民年金施行令の一部改正関係

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「平成二六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「新国年法」という。）第一四条の四の規定により厚生労働大臣が行うこととされている年金記録の訂正決定の権限について、地方厚生局長等に委任することとした。（第一一条の一二の二関係）

二　厚生年金保険法施行令の一部改正関係

平成二六年改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「新厚年法」という。）第二八条の四の規定により厚生労働大臣が行うこととされている年金記録の訂正決定の権限について、地方厚生局長等に委任することとした。（第四条の四の二関係）

三　厚生労働省組織令の一部改正関係

地方厚生局長等が、年金記録の訂正決定を行う際に、新国年法第一四条の四第三項及び新厚年法第二八条の四第三項の規定により諮問するための地方年金記録訂正審議会を、地方厚生局に設置することとした。（第一五三条の二関係）

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一三号）（防衛省）

1　落下傘隊員となる自衛官の範囲を改めることとした。（第一一条の三関係）

2　落下傘隊員に支給される落下傘隊員手当の月額を改めることとした。（第一二条第三項関係）

3　特殊作戦隊員に支給される特殊作戦隊員手当の月額を改めることとした。（第一二条第五項関係）

4　予備自衛官等に支給される予備自衛官手当等と自衛官の給与が同一の月に重複する場合における併給調整に係る規定を設けることとした。（第一七条の一一及び第一七条の一三関係）

5　予備自衛官等に支給される予備自衛官手当等の支給を停止された後の支給再開要件を改めることとした。（第一七条の一二及び第一七条の一三関係）

6　特殊勤務手当のうち国際緊急援助等手当に関し、極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与える場合における在外邦人等輸送業務に係る額の加算割合の新設等を行うこととした。（別表第五関係）

7　この政令は、公布の日から施行し、3、5及び6については、平成二七年四月一日から適用することとした。